

覚 書

四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所

高知県港湾空港局

覚 書

国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所（以下「甲」という。）と高知県港湾空港局（以下「乙」という。）は、異常時における港湾・海岸施設の点検及び災害復旧等について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、南海・東南海地震、台風等の異常時において甲と乙は港湾・海岸施設（国有及び県有施設）の被災状況等の各種情報について、情報の共有化を図り、二次災害の防止と迅速な災害復旧が行える体制を構築することを目的とする。

（施設点検部署及び点検施設分担）

第2条 点検部署及び点検港湾は、下記のとおりとする。

なお、大規模災害等により下記によることができないと判断した場合は、甲乙協議して別途点検施設分担を決めることができる。

点検部署		点検施設分担
四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所		高知港 ^{※1} 、須崎港 ^{※2} 、室津港 ^{※3}
高 知 県	安芸土木事務所	甲浦港、佐喜浜港、室津港 ^{※3} 、奈半利港
	中央東土木事務所	手結港
	高知土木事務所	高知港 ^{※1}
	須崎土木事務所	須崎港 ^{※2} 、久礼港、上ノ加江港
	幡多土木事務所	佐賀港、上川口港、下田港、下ノ加江港、以布利港、清水港、あしずり港、三崎港、下川口港、宿毛湾港

※1) 高知港の国有及び県有施設の点検は事務所所在地を考慮し、甲は種崎地区、桂浜地区、三里地区間を担当し、乙は種崎地区、桂浜地区、三里地区以外を担当するものとする。

※2) 須崎港の国有及び県有施設の点検は事務所所在地を考慮し、串の浦地区岸壁及び泊地、並びに湾口地区防波堤施設を甲にて実施するものとする。

※3) 室津港の国有及び県有施設の点検は、管理委託契約未了施設を甲にて実施するものとする。

（異常時の点検対象基準）

第3条 異常時の点検対象基準は、下記を基本とし詳細は別紙のとおりとする。

風水害関係	震災関係
・土佐湾に配置している波高計（室津・高知・上川口）の内1カ所の有義波高が6m以上を超過し [※] 、且つ気象庁が波浪警報を発令した場合 ・災害が懸念される場合	・気象庁が管轄区域沿岸部で震度4以上を発表した場合若しくは津波警報・注意報を発表した場合 ・災害が懸念される場合

※波高計計測値が対象となる港湾

波高計位置	対象港湾
室津港波高計	甲浦港、佐喜浜港、室津港、奈半利港
高知港波高計	手結港、高知港、須崎港、久礼港、上ノ加江港
上川口港波高計	佐賀港、上川口港、下田港、下ノ加江港、以布利港、清水港、あしずり港、三崎港、下川口港、宿毛湾港

(点検時期)

第4条 点検時期は、台風、低気圧等通過後及び津波警報・注意報が解除され、安全が確保された後、速やかに実施するものとする。

(点検方法)

第5条 点検方法は、目視（巻尺等による簡易な測定を含む）によるものとし、必要に応じ写真撮影を行うものとする。

なお、目視調査で異常があれば、第7条の規定に従い詳細調査を実施するものとする。

(点検結果の報告)

第6条 点検の結果は、甲乙速やかに集計し、別紙連絡体制により報告するものとする。

(災害復旧の分担)

第7条 点検の結果、災害復旧工事が必要と認められる場合は、下記国有港湾施設について、甲が災害速報等の必要な手続きを行うものとする。

国有港湾施設一覧表

高知港	地区	港町地区	御豊瀬地区	長浜地区	浦戸地区	種崎地区
	施設名	岸壁(-6.5m) 取付護岸	導流堤	導流堤	導流堤	航路護岸 航路護岸② 防波堤
	地区	桂浜地区	三里地区	本航路地区		
	施設名	防波堤	護岸(防波) 岸壁(-12m) 泊地(-12m)	航路(-7.5m)		
上川口港	地区	上川口地区				
	施設名	防波堤(I) 防波堤(II) 防波堤(III) 防波堤(IV) 防波堤(V) 係船浮標 物揚場 泊地(-4.5m)				
下ノ加江港	地区					
	施設名	物揚場 (-2.0m)				
宿毛湾港	地区	池島地区				
	施設名	岸壁(-13m)				

2 管理委託済施設の災害復旧を行う場合は、四国地方整備局長と港湾管理者が協議の上に施行主体を速やかに調整するものとする。施行者は復旧工法を検討し、国土交通大臣あて災害報告書を提出するものとする。

(管理委託済施設の報告)

第8条 管理委託契約書第6条に基づく報告については、本覚書第7条2項の施行者に関わらず管理受託者が行うものとする。

(気象・海象観測データの提供)

第9条 現在、甲において常時観測を行っている気象・海象データ(波高・周期・波向・流向・流速・風向・風速)を、乙が必要とする場合に提供するものとする。

(その他)

第10条 この覚書に定めない事項又はこの覚書に関して疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

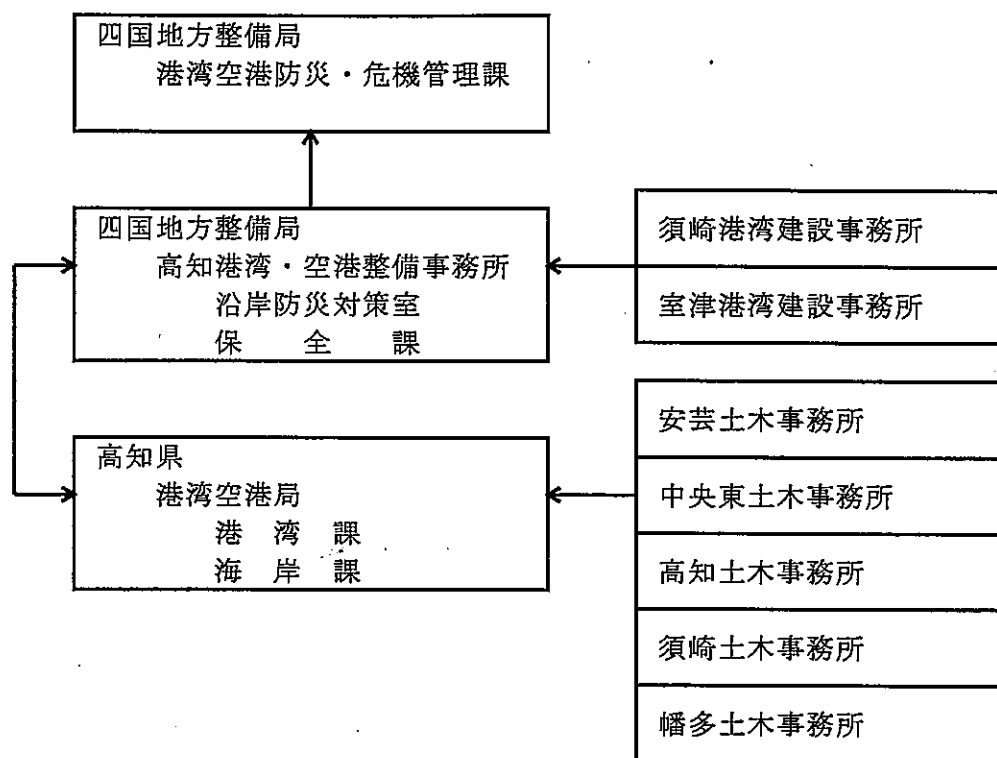
この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年 3月 26 日

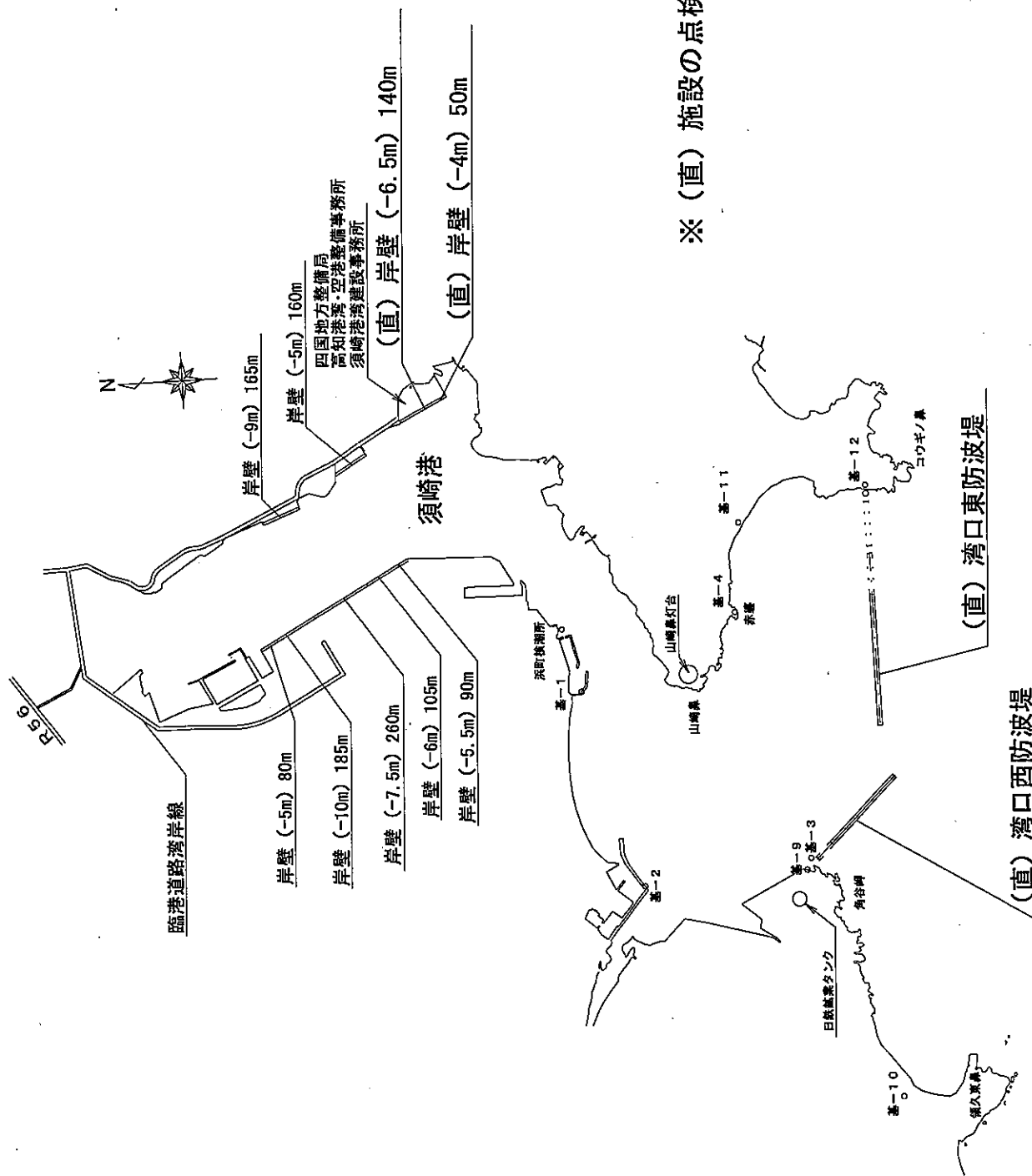
甲 国土交通省 四国地方整備局
高知港湾・空港整備事務所
所 長

乙 高知県 港湾空港局
局 長

連絡体制



須崎港湾施設位置図



※ (直) 施設の点検を実施するものとする。